

エヌ・シティ西町会防災会 規約

(名称)

第1条 この会は、エヌ・シティ西町会防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本会の事務局は、エヌ・シティ西町会 クラブウエストに置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集・伝達・初期消火・救出救護・避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的達成のため必要な事項。

(構成)

第5条 本会はエヌ・シティ西町会に帰属する世帯をもって構成する。

(会員の責務)

第6条 会員は、本会の事業目的を達成するため、本会の諸活動に積極的に参加するとともに、役員 の指揮及び指導に従って行動するものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 隊長（エヌ・シティ西町会長が務める） 1名
- (2) 副隊長（エヌ・シティ西町会副会長防災担当が務める） 1名
- 2 その他、別紙に定める役職は町会役員が務めるものとし、班長は連絡・補助を担当する。
- 3 役員 の任期は1年とする。ただし再任を特に妨げない。

(役員 の 責務)

第 8 条 隊長は町会長が務め本会を代表するとともに、会務の統括・地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副隊長は隊長を補佐し防災会の運営を行う。隊長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 その他役職者は本会のそれぞれの分担業務を行うとともに、本会の運営に積極的に協力・参加する。

(会議)

第 9 条 本会に総会および役員会を置く。

(総会)

第 10 条 総会は全会員をもって構成する。

- 2 総会は、原則として毎年町会総会のあとに開催し、年間防災計画・収支報告を行い、本会の最高決定機関とする。
- 3 総会は必要ある時、役員会の決定を以って開催することができる。

(役員会)

第 11 条 役員会は、隊長・副隊長ほか別紙で定められた役職者をもって構成する。

- 2 防災計画の実施、予算行使等その他、本会の運営を決定実行する。
- 3 本会における重要案件について、総会付議の判断を行う。

(防災計画)

第 12 条 本会は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

(経費)

第 13 条 本会の運営に要する費用は、町会費、補助金等の収入をもってこれに充てる。

附則

この規約は平成 20 年 6 月 8 日から実施する。

以 上

平成 28 年 6 月 5 日

この規約は、エヌ・シティ西町会防災会 平成 28 年 6 月 5 日の総会において、第 7 条 (役員)、別紙 (防災組織) が変更された。

防災組織

